

就職・創業支援



◆女性のための就職支援セミナー

5月17日(木)、午前9時～正午
因就職を取り巻く現状を知る、自分に合う仕事は何かなどグループワーク中心のセミナー
團産業雇用支援センター4階会議室 因市内在住で就職活動中の女性20人 費無料 因4月5日(木)から電話で左記へ 團産業支援課 ☎967114680

◆就職支援セミナー(土曜講座)

5月5日(祝)：魅力ある応募書類の書き方 5月19日(土)：好感度アップ！採用面接のポイント。いずれも午前10時～正午 團産業雇用支援センター4階会議室 因市内在住で就職活動中の65歳未満の方20人 費無料 因4月5日(木)から電話で左記へ 團産業支援課 ☎967114680

◆若年者等就職支援相談

毎月曜～金曜日、午前9時～正午、午後1時～5時(受け付けは4時30分まで)。月曜～水曜日は要予約) 團産業雇用支援センター3階相談室 因就職に関する助言・指導・情報提供 因市内在住で就職活動中の方、就職のための個別指導を希望の方、就職活動に悩みのある方 團産業支援課 ☎967114680

◆創業者支援補助金

因事業を営むための創業準備金の2分の1以内(女性または満40歳未満の方は上限30万円、そのほかの方は上限20万円)を助成。貸室に係る月額賃料の2分の1以内(1年間。女性または満40歳未満の方は上限5万円、そのほかの方は上限3万円) 因平成30年度内に創業しようとする方(一部業種を除く) 因5月14日(月)～25日(金)に、要望書を直接産業支援課へ(抽選)。要望書は産業支援課で配布する

◆越谷市ビジネスパワーアップ補助金

因経営相談を受けながら計画的に実施する新商品等の開発・販路開拓、人材育成の新たな事業に対し、費用の一部を助成。助成金額は補助対象経費の2分の1以内(上限50万円) 因次のすべてを満たす中小企業者。①市内に事業所を有する ②市内で1年以上事業を継続して営む ③市内における事業計画を有する 因5月14日(月)～25日(金)、午前8時30分～午後5時に申請書を産業支援課へ。申請前に産業雇用支援センター二番館への相談が必要です。交付対象者は書類審査で決定します 團産業

子育て

◆少年サポートセンター東分室 越谷相談室を開設します

4月1日(日)から 團越谷建築安全センター2階(越ヶ谷4の2の82号玉環越谷合同庁舎内) 因少年の非行、家出、いじめ、犯罪被害等の相談受け付け(面接は事前予約が必要) 因少年サポートセンター東分室 越谷相談室 ☎96311010

就学援助申請の受け付けを開始します

経済的な理由で就学が困難な小・中学生の保護者を対象に、就学費用を援助します。
〔内容〕 学用品費、通学用品費、新入学準備費、新入学児童生徒学用品費、校外活動費、修学旅行費、スポーツ振興センター1保護者負担金、学校給食費、児童生徒会費
*中学校入学にかかる学用品費は、平成30年度から入学前の小学6年生時に支給します。
なお、同じ目的の費用を受給していない方は、これまでどおり入学後の中学1年生時に支給します。
〔申込み〕 4月13日(金)～31年1月31日(木)(4月15日(日)・5月6日(日)のみ日曜日も受け付け)に保護者が直接ご申請ください。会場は、5月31日(木)までは市役所第二庁舎5階会議室C、6月1日(金)以降は学務課です。お子さんの在籍校でも受け付けます。
*5月31日(木)までに申請し認定された場合、4月分から対象です。6月以降に申請し認定された場合、申請月の翌月分から対象です。前年度認定された方も毎年度申請が必要で、詳しくは左記へお問い合わせください。
團学務課 ☎963119281

雨水貯留施設設置費等助成金

市では、雨水の有効利用を目的に助成金を交付しています。

〔雨水利用のメリット〕

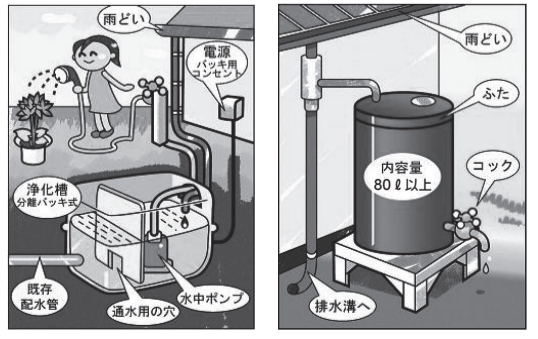
資源の有効利用 日常的な散水などに利用することで、水道料金を節約 雨水の流出抑制を図り、河川への負担を軽減

〔対象施設と金額〕

▽新たに雨水タンクを設置する場合：市販の80リットル以上の雨水貯留槽、工事費用の2分の1以内の額(限度額2万円) ▽公共有水道の接続により不用となった浄化槽を雨水貯留施設に転用する場合：ポンプ設備を備えたもの、一律3万5000円

〔対象者〕

市内に住所を有する世帯(予定世帯含む)お



利用・活用する



◆合併処理浄化槽に転換する方に補助金を交付します

公共用水域の水質汚濁を防止するため、既設単独処理浄化槽またはくみ取り便槽から合併処理浄化槽に取り替える方に補助金を交付します。

〔対象者〕

市街化調整区域内の専用住宅にお住まいで、10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する方。ただし、次の①～⑧のいずれかに該当する方は対象外。①建築確認を伴う新築、増築時に設置する ②すでに設置済み ③設置の届け出の審査を

受けずに設置する ④指定された期間内に設置できない ⑤専用住宅を借りている方で賃貸人の承諾を得られない ⑥専用住宅を転売または賃貸の目的で所

〔申込み〕

申請書を直接環境政策課へ。予算に達しだい締め切ります。詳しくは左記へお問い合わせください

◆住宅用太陽光発電設備の設置費用を補助します

温暖化対策を目的に、住宅用太陽光発電設備および蓄電池の

設置費用を補助します。
〔対象設備〕 補助金の交付決定日以降に着工し、新規に設置するもので、平成31年3月15日(金)までに電力会社と受給契約を結び、余剰電力の買い取り契約が結ばれること
〔補助金の額〕 太陽光発電設備：最大出力1キロワット当たり2万円。上限は、戸建て住宅は8万円(4キロワット)、マンションは20万円(10キロワット)
*市内に本店を置く市内業者と契約を締結し、領収書の発行を受ける場合は補助の上限は10万円(5キロワット)
〔対象者〕 みずから居住する

〔申込み〕

前期：5月7日(月)～18日(金) 後期：9月25日(火)～10月9日(火)。右記の受け付け期間、工事開始前に、申請書に必要書類を添えて直接環境政策課へ。申請書は環境政策課で配布するほか市ホームページから印刷できます。予算を超えら申請がある場合は公開抽選

〔申込み〕

4月13日(金)～31年1月31日(木)(4月15日(日)・5月6日(日)のみ日曜日も受け付け)に保護者が直接ご申請ください。会場は、5月31日(木)までは市役所第二庁舎5階会議室C、6月1日(金)以降は学務課です。お子さんの在籍校でも受け付けます。
*5月31日(木)までに申請し認定された場合、4月分から対象です。6月以降に申請し認定された場合、申請月の翌月分から対象です。前年度認定された方も毎年度申請が必要で、詳しくは左記へお問い合わせください。
團学務課 ☎963119281

特別支援教育 就学奨励費の申請の受け付けを開始します

特別支援学級等へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担の軽減と特別支援教育の普及・奨励のため、就学費用を援助します。
〔内容〕 学用品費、通学用品費、新入学児童生徒学用品費、校外活動費、修学旅行費、学校給食費、通学費、職場実習交通費、交流学习交通費。通級指導教室に入級される児童生徒の保護者は、通学

〔申込み〕

4月13日(金)～5月31日(木)に、保護者がお子さんの在籍する市内各小・中学校に直接ご申請ください。中途転入の方は随時受け付けします。なお、申請の際は就学援助費の申請も併せて行ってください(認定基準、援助内容が異なります)。就学援助費の対象者と認定された場合は、就学奨励費を優先します。前年度認定された方も毎年度申請が必要です。詳しくは左記へお問い合わせください。
團学務課 ☎963119281